

プラント状況確認結果(令和3年6月30日～令和3年7月6日)

令和3年7月7日
福島県原子力安全対策課

令和3年6月30日～令和3年7月6日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(7月6日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.6	3.0	2.9	—
		圧力容器 底部温度(°C)	24.2	28.5	26.9	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.04×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.02	0.06	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	30.7	29.4	— ^{※3}	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 作業に伴いデータが欠測しています。計画された欠測であり、安全性に影響はありません。なお、3号機使用済燃料プールには、核燃料が入っていないため冷却の必要はありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(7月6日午前10時)

最小 0.365 (MP-6) ~ 最大 1.074 (MP-4) $\mu\text{Sv/h}$ [⇒計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(7月5日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.51 Bq/L (港湾口)

~ 最大 16.0 Bq/L (遮水壁前)

[⇒計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(7月5日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.55 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.62 Bq/L

[⇒計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(7月2日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.1Bq/L (4号機)
～ 最大 1600 Bq/L (2号機)

トラブルの概要 (令和3年6月30日～令和3年7月6日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 共用プール建屋における火災警報発生について

本日(7月5日)午前10時49分、共用プール建屋において火災警報が発生していることを当社社員が発見しました。

状況は以下のとおりです。

- ・警報発生箇所 共用プール建屋3階D/G(B)非常用送排風機エリア
- ・双葉消防本部への連絡時刻 午前10時53分(119番通報)
- ・消防署来所時刻 午前11時02分
- ・火煙の有無 午前11時41分火煙なしを確認
- ・プラント設備への影響 なし

本事象については、本日(7月5日)午前11時57分、富岡消防署により「誤報」と判断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

■ 一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇について

本日(7月5日)、一時保管エリアP排水枡における放射能分析結果(6月29日採取分)において、全ベータの値が、前回(5月21日)採取分に比較し、上昇していることを確認しました。なお、本日採取分においては、通常の変動の範囲内に戻っていることを確認しています。

当該排水枡において、全ベータの値が一時的に上昇した原因は、現時点で不明ですが、今後、降雨があった日については、サンプリングの頻度を増やす等、当該排水枡周辺エリアを調査し、当該排水枡の全ベータ値が一時的に上昇した原因を調査してまいります。

なお、当該排水枡の周辺にある一時保管エリアE1,P2において、コンテナの外観目視点検を実施していますが、点検時にコンテナからの水の漏えいがないことを目視確認およびコンテナ外表面の線量当量率測定により確認しています。また、一時保管エリアE1,P2付近にある側溝直近の線量当量率を定点測定し、有意な変動が無いことを確認しています。

当該排水枡は、陳場沢川に通じていることから、本日、陳場沢川河口においてもサンプリングを実施し、前回(6月4日)採取分と比較し、有意な変動がないことを確認しています。

暫定の対策として、今後、当該排水枡を清掃するとともに、側溝における水の流れを調査し、側溝へのゼオライト土のうの設置等を進めてまいります。

現時点において、5,6号機放水口北側の海水濃度に有意な変動がないことを確認しています。

詳しくはこちら [\(1\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）